

# 多摩市立聖ヶ丘小学校 PTA 会則

## (名称及び事務局)

第1条 本会は多摩市立聖ヶ丘小学校父母と教職員の会（PTA）と称し、事務局を聖ヶ丘小学校校内に置く。

## (目的及び活動)

第2条 本会は、憲法と教育基本法の精神に基づき、父母と教職員が平等な立場で協力して、家庭、学校、社会における児童の心身ともに豊かな成長を図り、あわせて会員相互の教養を高め、親睦を図ることを目的とし、次の活動を行う。

- 1 児童の教育環境の整備向上を図ること。
- 2 児童の校外生活の保導、交通環境及び生活環境の整備・美化。
- 3 会員及び地域社会における教育に対する意識の高揚。
- 4 会員の教養を高めるための文化活動及び研修並びに会員相互の親睦。
- 5 その他、この会の目的達成に必要な活動。

## (活動方針)

第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の方針に従って活動する。

- 1 本会は教育を本旨とする民主的団体として活動する。
- 2 本会は非営利的、非宗教的、非政党的であって、本会及び役員並びに委員は本会の名においていかなる営利的企業を支持することも、またいかなる職務の候補者を推薦することもできない。
- 3 本会は自主独立のもので、他のいかなる団体の干渉も受けてはならない。
- 4 本会は児童の育成及び福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
- 5 本会は聖ヶ丘小学校の管理運営や人事に干渉しない。

## (会 員)

第4条 この会の会員となることの出来るものは次の通りである。

- 1 本校に在籍する児童の保護者、かつ入会の意思表示を示した者。
- 2 本校の教職員かつ、入会の意思表示を示した者。  
ただし、卒業、転勤、転校によって本校を転出する場合は自動退会とする。  
また、本人の自由意志によって退会の申し出が合った場合にはそれを妨げない。
2. 会員は平等の権利及び義務を有する。
3. 会員は全ての会議に出席し意見を述べる事が出来る。

(入 会)

第5条 会員として入会しようとするものは、入会申込書を事務局宛に提出し、役員の承認を得るものとする。ただし、新 1 年生入学時及び、転入時については事務簡略化のため、口頭又は、文書での説明をしたうえで入会辞退の申し出がなければ自動入会とする。

(退 会)

第6条 会員である保護者あるいは教職員は、自分の意思にていつでも自由に退会することが出来る。その場合には、すみやかに退会届を事務局宛に提出するものとする。また、児童の転校および卒業時、教師の他校への人事異動に関しては自動退会とする。

(役 員)

第7条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

- 1 会長
- 2 副会長
- 3 庶務
- 4 会計

(役員を選任)

第8条 役員を選任は会員の中から総会において選出する。

(役員任期)

第9条 役員任期は 1 年とする。但し再任は妨げない。

(役員解任)

第10条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決によりこれを解任することができる。

- 1 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- 2 その他解任に相当する事項が認められるとき。

(監査役)

第11条 本会の経理等を監査するために次の通り監査役を置く。

- 1 監査役 3 名 (うち教職員 1 名)

(監査役の職務)

第12条 監査役は随時本会の経理等を監査し総会で報告する。また、必要に応じ役員会、運営委員会等に参加し意見を述べることができる。

(監査役の選出)

第13条 監査役は前年度の役員より2名を選出する。

2. 教職員の監査役は、教職員の互選による。

(監査役の任期)

第14条 監査役の任期は1年とする。

(機関の設置)

第15条 本会の活動を推進するため以下の機関を置く。

- 1 総会
- 2 役員会
- 3 運営委員会
- 4 各種委員会

(総会)

第16条 本会の総会は全会員を持って構成し毎年1回開催するものとする。但し、必要があるときは臨時に総会開催することができる。

2. 定期総会は年度初めに速やかに開催するものとする。
3. 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。
  - 1 会則、活動内容等の改廃。
  - 2 活動計画並びに収支予算及び決算。
  - 3 本会の解散。
  - 4 役員、監査役の選任及び解任。
  - 5 その他本会の運営に関し重要な事項。
4. 総会の成立、議決については次の通りとする。
  - 1 総会の成立は出席者および委任状と合わせて会員の3分の1以上とする。
  - 2 総会の議決は出席者の多数決とし、可否同数の場合は議長が決する。
5. 本会の会議は会長が召集する。
6. 本会の会長が特に必要と認めるときは、臨時総会を開催することができる。

(役員会)

第17条 役員会は会長、副会長、庶務、会計をもって構成する。

2. 役員会は必要に応じて会長が招集し開催する。。
3. 役員会は総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し議決する。

(運営委員会)

第18条 運営委員会は役員及び各種委員会をもって構成する。

2. 運営委員会は会長が招集し開催する。
3. 運営委員会の任務は次の通りとする。
  - 1 各機関より提案された事項の審議、決定。
  - 2 総会に提出する議案の作成、審議、決定。
  - 3 必要に応じた特別委員会の設置。

(各種委員会)

第19条 本会の活動を推進するために次の委員会を置く。

- 1 クラス委員会 会員相互の連絡をはかり、学校教育への理解を深め協力し、地域環境の改善に努め児童の校内外生活の充実をはかる。。
  - 2 選考委員会 役員・監査役選出時にのみ組織され、「選考委員による役員選出規程」に基づき役員候補者の選定にあたる。
  - 3 特別委員会 運営委員会等の企画により臨時に設置し、必要な事業を行う。
2. 各種委員会に欠員が生じたときは、会員から補充するものとしその任期は前任者の残任期間とする。

(会計)

第20条 会員は総会において定める会費を納入しなければならない。

2. 本会の経費は会費及びその他の収入をもってこれにあてる。
3. 会計年度は毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。
4. 前項の会計年度に係る決算終了後、監査を経て、総会を招集し決算報告する。
5. 本会は、会員に対して1年に1回以上の会計報告を行う。

(会則の変更)

第21条 この会則の改正は会員がこれを発議し、総会を招集し総会出席会員の過半数の賛成を必要とする。

(その他)

第22条 この会則に定めるものほか、必要な事項は別に細則を定めることができる。

(附 則)

この会則は 平成 30 年 5 月 1 日より実施する。

令和元年 10 月 19 日一部改正。

令和 5 年 4 月 17 日一部改正。